

徳島県と国立大学法人徳島大学との防災、環境に係る人材育成及び研究開発の推進に関する連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と国立大学法人徳島大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の協力と連携の下、両者の持つ強みを活用して、防災、環境に係る人材の育成と研究開発を進め、安全、安心で環境と共生したまちづくりの実現を図ることを目的として締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）防災、環境に係る人材育成及び啓発に関すること。
- （2）防災、環境の研究に関すること。
- （3）甲及び乙が有する資源の相互活用に関すること。
- （4）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中、有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（研究成果の取扱い）

第4条 第2条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果の取扱いについては、甲及び乙が協議の上取り決める。

（検討会議）

第5条 第2条に掲げる事項の円滑な推進及びより一層の連携強化を図るため、検討会議を設置する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の前年度末までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、更に2年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事

飯泉 嘉門



乙 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地

国立大学法人徳島大学

学 長

野地 澄晴

